○東北地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宮城県遠田郡美里町関根字亀田八番一から大崎市古川馬寄字新見輪九番二まで	前	一七・〇一～一六六・〇〇メートル
	後	一三・三〇～一六六・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八号	大崎市古川鶴ヶ埣字新江南二〇番二から同市古川李埣字東田三〇七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月十日

○中部地方整備局告示第二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年一月十日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号　中部地方整備局長　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社トータル建築確認評価センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	恵谷　順一
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十四年十二月三十一日

○中部地方整備局告示第三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年一月十日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号　中部地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	三浦　實、平野　智昭

(2)　変更年月日

平成二十五年一月一日

○中国地方整備局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県岩美郡岩美町大字本庄字縄手下七七番八から同町大字河崎字溝下二八三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月十日

○北海道開発局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

北海道開発局長　関　博之

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
夕張市沼ノ沢三八番一地先から同市沼ノ沢三八番一まで	前	一六・一一～一八・三二メートル
	後	一五・八七～一七・八四キロメートル
夕張市沼ノ沢四七番四から同市沼ノ沢八五七番一まで	前	一六・〇四～二四・八三メートル
	後	一〇・二二～二四・一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十九号	北見市留辺蘂町富士見二一七番一地内	北海道開発局及び同局網走開発建設部
四百五十二号	夕張市沼ノ沢三八番一から同市沼ノ沢一六五番一まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年一月十日